

太宰府市の給与・定員管理等について（令和7年度）

1 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

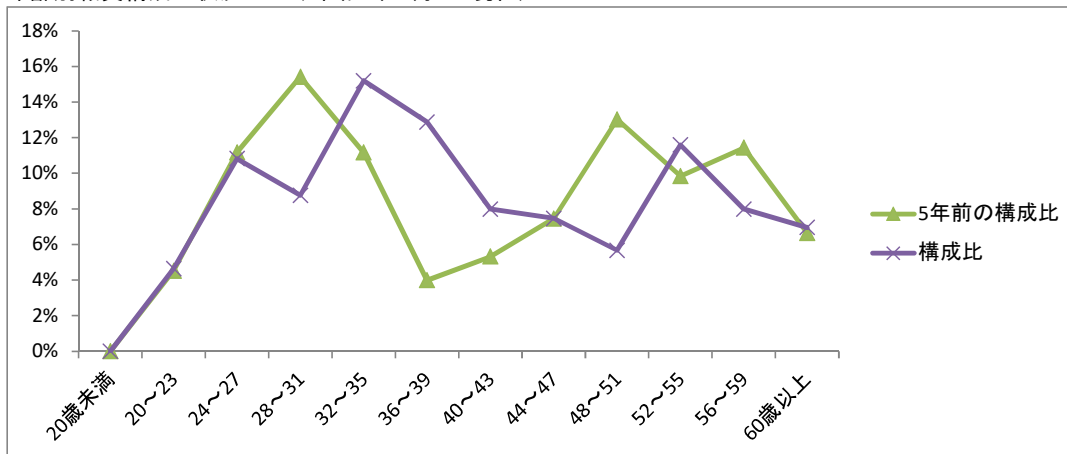
部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	
		総務	85	84	△ 1	外部団体への派遣終了に伴う減
		税務	32	30	△ 2	業務分担見直しに伴う減
		民生	96	93	△ 3	業務分担見直しに伴う減
		衛生	35	32	△ 3	業務分担見直しに伴う減
		農林水産	3	3	0	
		商工	12	12	0	
		土木	25	27	2	業務増大による増
		教育部門	56	53	△ 3	業務分担見直しに伴う減
		消防部門	－	－	－	
	小計	350	340	△ 10		
公営企業等 会計部門		国保	12	12	0	
		後期高齢者	2	2	0	
		介護保険	16	16	0	
		水道	10	8	△ 2	業務分担見直しに伴う減
		下水道	12	10	△ 2	業務分担見直しに伴う減
		小計	52	48	△ 4	
合計		402 [417]	388 [417]	△ 14		

（注）1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 ()内は、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年再任用短時間に属する職員数です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年 4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	18人	42人	34人	59人	50人	31人	29人	22人	45人	31人	27人	388人

(3) 職員数の推移

部門別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	277	278	277	294	287	10人	103.61%
教育	57	59	56	56	53	3人	105.66%
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計 小計	334	337	333	350	340	6人	101.80%
公営企業等会計 小計	54	54	51	52	48	△ 6人	88.89%
総合計	388	391	384	402	388	0人	100.00%

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況(給与改定前)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年 4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
太宰府市	41.8歳	322,200円	413,236円	367,414円
福岡県	41.7歳	327,929円	425,678円	369,100円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
太宰府市	—	—	—	—
うち学校調理員	—	—	—	—
うちその他技能労務職	—	—	—	—
福岡県	56.6歳	324,569円	376,649円	352,782円
国	52歳	312,143円	—	349,822円

※個人情報の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「*」表記しています。

(2) 職員の初任給の状況 (令和7年 4月1日現在)

区分		太宰府市	福岡県	国
一般行政職	大卒	225,600円	225,600円	220,000円
	高卒	194,500円	194,500円	188,000円
技能労務職	高卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和7年 4月1日現在)

区分		経験年数 10年以上～15年未満	経験年数 15年以上～20年未満	経験年数 20年以上～25年未満
一般行政職	大卒	298,300円	337,600円	356,200円
	高卒	289,300円	300,900円	371,500円
技能労務職	高卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和7年 4月1日現在)

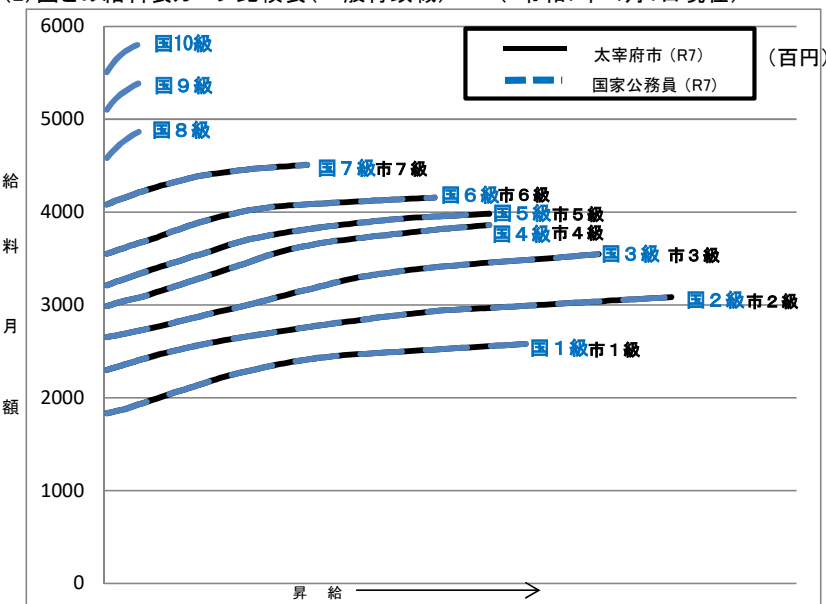
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	9人	3.4%	420,700円	463,000円
6級	課長	32人	12.2%	366,800円	427,000円
5級	参事補佐	57人	21.7%	332,600円	409,000円
4級	係長・主任主査	15人	5.7%	309,800円	396,500円
3級	事務主査・技術主査・主任主事・主任技師	105人	39.9%	276,300円	364,200円
2級	主事・技師	37人	14.1%	242,000円	316,800円
1級	主事(補)・技師(補)	8人	3.0%	195,800円	268,300円

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100とはならない

※太宰府市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 国との給料表カーブ比較表(一般行政職) (令和7年 4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況(一般職員・給与改定前)

(1) 期末手当・勤勉手当

太宰府市	福岡県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1589千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1782千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.10月分 (1.4月分) (1月分)	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.10月分 (1.4月分) (1月分)	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.10月分 (1.4月分) (1月分)
(加算措置の状況) 役職加算5~15%	(加算措置の状況) 役職加算5~20% 管理職加算10~25%	(加算措置の状況) 役職加算5~20% 管理職加算10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2)退職手当 (令和7年 4月1日現在)

太宰府市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7 / 100		調整率	83.7 / 100	
1人当たり平均支給額	13,410千円		1人当たり平均支給額	—	

(3)地域手当 (令和7年 4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	92,857千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	232,724円
支給割合	6%
支給対象職員数	399人
国の制度(支給割合)	5%

(4)特殊勤務手当 (令和7年 4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		70千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		2,133円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		8.2%
手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
市税徴収従事手当	納税課職員	1日につき200円
感染症防疫作業従事手当	元気づくり課職員	1日につき300円
動物死体処理捕獲作業従事手当	環境課職員	1日につき500円
行旅病人・死亡人取扱従事手当	生活支援課職員	病人 1回につき500円
		死亡人 1回につき2,000円
上下水道料金徴収従事手当	上下水道課職員	1日につき200円
水道施設事故応急作業従事手当	上下水道施設課職員	1回につき450円

(5)時間外勤務手当 (令和7年 4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	195,150千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	577,367円
支給実績(令和5年度決算)	183,087千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	554,809円

(6)その他の手当 (令和7年 4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との 異同・内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	(支給月額) ・配偶者 3,000円 ・子1人につき 11,500円 ・父母等 6,500円 ・16歳になる年度初めから 22歳になった年度末までの子の加算 5,000円	同じ	33,128千円	240,058円
住居手当	借家居住最高支給額 持家居住 28,000円 なし	同じ	34,870千円	290,586円
通勤手当	交通機関利用者は運賃相当額 上限150,000円 交通用具利用者は2km以上の 通勤距離に応じて支給 上限35,000円	交通機関利用者は同じ 交通用具利用者の 支給区分及び 対応額が異なる	26,212千円	91,330円
管理職手当	(支給額) 管理又は監督の地位にある職員 でその職に応じて支給 40,000円 5 72,700円	定額制 (支給区分及び 額が異なる)	36,728千円	749,559円

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年 4月1日現在)

区分		給料・報酬月額		期末手当
給料	市長	919,000円		(令和6年度支給割合) 6月期 1.725月分 12月期 1.725月分 合 計 3.45月分
	副市長	764,000円		
報酬	議長	540,000円		
	副議長	486,000円		
	常任委員長	454,000円		
	議員	444,000円		
退職手当	市長 副市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×42.5/100×在籍月数	18,747,600円	任期ごと
		給料月額×25/100×在籍月数	9,168,000円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (6年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	71,440 人	千円 31,885,398	千円 1,608,816	千円 3,889,145	% 12.2	% 11

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

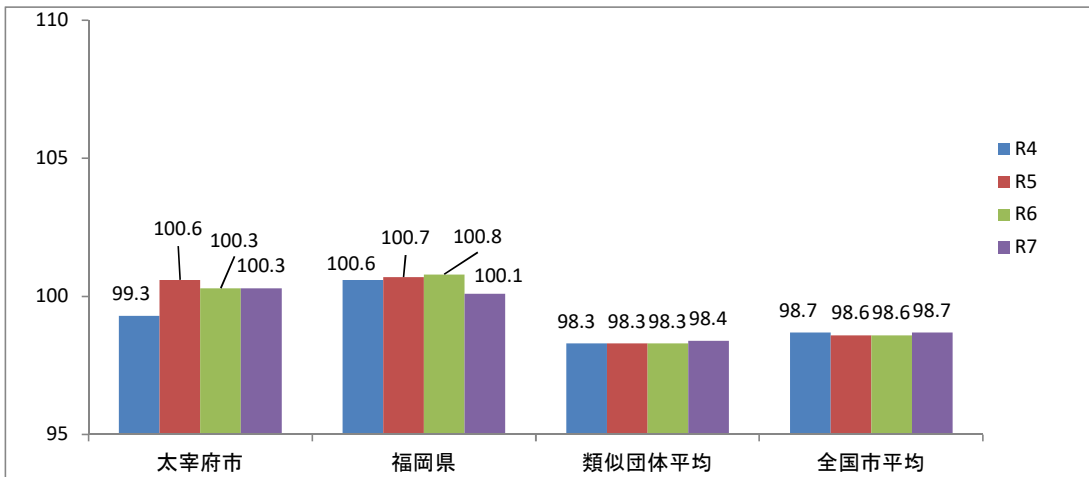
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	350 人	千円 1,305,044	千円 373,372	千円 552,117	千円 2,230,533	千円 6,078

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は令和6年 4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 カッコ書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なり(解消)を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

【実施】

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なり(解消)は実施していない。)

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準5%に対し、太宰府市においては6%を支給。

(実施状況) 令和7年4月1日より実施。

③ その他の見直し内容

扶養手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)